

第 11 回教育委員会会議

令和 5 年 8 月 1 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第72号

大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき
学校の指定に関する規則第15条第 1 項第 5 号の適用等について

大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定 に関する規則第 15 条第 1 項第 5 号の適用等について

趣旨

勝山小学校・東桃谷小学校を適正規模にするため、大阪市立学校活性化条例等に基づき学校再編整備計画を策定するが、現在の勝山小学校区については、児童の登下校の負担や安全面を考慮し、学校再編にあわせて通学区域の一部を義務教育学校生野未来学園に変更することとしている。

この通学区域の変更により、勝山小学校の児童は、学校再編後に進学する小学校が居住する区域により、統合後の小学校（現 東桃谷小学校）と義務教育学校生野未来学園に分かれることとなるが、これまでの学校再編に関する意見交換や、保護者説明会等の場において、児童のこれまでの友人関係を踏まえた不安、懸念とともに、「再編時に進学する小学校を選択することはできないか。」という意見が多数寄せられてきたが、児童・保護者からの要望に応えるとともに不安解消のため以下の取り扱いとする。

1 規則第 15 条第 1 項第 5 号の適用について

(1) 実施時期

令和 8 年 4 月に限り実施

(2) 実施内容

① 対象者

勝山小学校在籍児童（令和 8 年 3 月に在籍する 1 年生～ 5 年生）

② 変更対象校

統合後の小学校（現 東桃谷小学校）、義務教育学校生野未来学園

2 生野区の就学制度の改善の方針について

以下のとおり改正する。

生野区の就学制度の改善の方針について

1 学校選択制

(1) 基本的な制度

ア 実施内容

- ・区内全ての小学校、中学校、義務教育学校で学校選択制（自由選択制）を導入する。

イ 導入時期

- ・区東側エリア中学校：平成 27 年 4 月から導入。
- ・区東側エリア小学校：平成 31 年 4 月から導入。
- ・区西側エリア：令和 4 年 4 月から導入。

ウ 導入理由

- ・生野区では、平成 24 年 10 月に大阪市教育委員会に取りまとめられた「就学制度の改善について」に基づき、平成 26 年 4 月に「生野区小・中学校教育環境再編方針 就学制度の改善について」を取りまとめ、平成 27 年 4 月より区東側エリア中学校に学校選択制の導入及び区全域の小学校・中学校に「区が設定可能な指定校変更の要件」の設定を行った。その後、平成 31 年 4 月より区東側エリアの小学校にも学校選択制の導入を行った。
- ・学校選択制が未導入の区西側エリアについては、中学校及び小学校の学校再編を最優先課題と捉え、早急に課題解決に取り組むとし、学校選択制の拡充は学校再編の進捗を踏まえつつ、平成 31 年度以降に取り組むとしていたが、生野区西部地域の学校再編の取組について、この間、一定の進捗がみられたところである。そこで、「教育活動など学校の特色で入学する学校を希望できる機会を提供し、学校環境を活性化し教育力の向上を図る」ため、区西側エリアにも学校選択制を導入する。

<自由選択制を導入する理由>

- ・区西側エリアで新たに開校する小中一貫校、義務教育学校も含め、子どもや保護者の学校選択の機会を等しく提供するため、区内全域の小学校・中学校・義務教育学校を選択制の対象とした自由選択制とする。

エ 選択制の基本内容

- ・基本内容は「就学制度の改善について」（平成 24 年大阪市教育委員会）に基づき実施する。

(7) 選択の機会

- ・選択の機会は小学校、義務教育学校及び中学校入学時及び義務教育学校（後期課程）への進級時とする。

(イ) 対象者

- ・区内に居住する者とする。

(ウ) 選択できる範囲

- ・区内全ての小学校、中学校、義務教育学校とする。

(エ) 各学校の受入れ

- ・実際の受け入れ人数の算定にあたっては、学校と区、教育委員会事務局と十分に協議して決定する。

(オ) 学校選択の希望調査

- ・希望順位を付けて、第2希望まで希望できるようにする。

(カ) 抽選

- ・選択希望者が多く、各学校の受け入れ可能人数を超える場合は、第2希望までの公開抽選を行い入学者を決定する。

(キ) 選択における優先

- ・小学校及び義務教育学校（前期課程）については、受け入れ可能人数を超えた希望があり抽選となった場合、まず「きょうだい関係」「自宅からの距離」の両方の条件を満たすものの就学を優先し、次に「きょうだい関係」「自宅からの距離」のいずれかの条件を満たすものの就学を優先させることとする。
- ・中学校及び義務教育学校（後期課程）については、受け入れ可能人数を超えた希望があり抽選となった場合、まず「きょうだい関係」、その次に「進学先中学校」の順に条件を満たすものの就学を優先することとする。

A きょうだい関係

- ・選択した通学区域外の学校に兄や姉が在学する弟や妹については、抽選において優先扱いとする。

B 自宅からの距離

- ・通学区域校よりも、住所からの通学距離が短い場合は、抽選において優先扱いとする。

C 進学先中学校

- ・小学校への入学時に進学中学校の異なる通学区域外の小学校を選択した場合、中学校進学時には、就学した小学校の進学中学校を希望する場合は優先扱いとする。

(ク) 通学

- ・小学校、中学校、義務教育学校の通学は原則徒歩であり自転車の利用は禁止とする。
- ・上記に加え、通学距離等、通学の負担や安全を考慮し保護者の責任において学校選択の希

望申請を行うよう周知徹底に努める。

(ケ) 制度の公正・公平な運用

- ・制度の公正・公平な運用を確保するため、引き続き適正就学の取組を行っていく。
- ・様々な人権課題について正しい理解と認識をもって行動していただけるよう、引き続き啓発等に取り組んでいく。

(コ) 学校選択のための情報提供

子どもや保護者に制度の内容や手続きについて丁寧な周知を図り、制度内容を理解してもらえるよう次の取組を行う。

- A 学校選択制の制度内容や手続き、各小学校の教育目標、教育方針、教育活動の内容等を紹介した「学校案内」の冊子を作成し、翌年度の入学予定者全員に配布する。
- B 選択制実施校は、学校公開や学校説明会を開催する。学校公開については、希望調査期間を中心に少なくとも2回以上、うち1日は土曜授業等を活用して土曜日もしくは日曜日に実施することを基本とする。
- C 区において、制度内容等についての説明会を開催するとともに、区ホームページや区広報紙を通して積極的に情報提供を行う。

(2) 学校選択制のメリット

選択制の導入により期待される具体的なメリットは次のとおりである。

- ア 子どもと保護者が就学に関して意見を表明することを保障し、子どもの個性に応じた学校教育を選ぶことができることは子どもや保護者にとって大きなメリットである。
- イ 子どもや保護者が自ら学校を選ぶことにより、学校の教育活動等、学校教育に関心を持ち、より積極的に関わろうとすることが期待できる。入学した学校に対して、積極的にその学校の教育活動に参加し、協力することが期待されているということをすべての保護者に周知する。
- ウ 学校長による、個性的な、特色のある学校づくりがさらに進められることが期待される。特色のある学校づくりを進めるために、教育委員会、区役所、保護者、地域の方々が学校を支援し、子どもたちやその保護者が学校を選択しやすい環境を整えていくことをめざす。
- エ 学校が保護者や地域に積極的に情報発信することにより、開かれた学校づくりがさらに進むことが期待される。区役所は学校による情報発信の支援を行う。

(3) 学校選択制の課題と対応

- ・学校選択制の導入に際して、学校と地域との関係について、どのように整合性をとるのか、また従来の通学区域を越えたところで学校と地域の連携をどのような形で進めて行くのかについて、区において導入の影響の検証などを行う。

- ・多くの保護者から選択されないなど、課題が顕在化した学校については、問題の分析と施策による対応が必要であり、選択されなかった学校に何らかの教育的な課題があるのであれば、先ず学校長が課題解決に取り組むことが前提だが、学校だけでは課題の克服が難しい場合、その課題を克服できるよう、教育委員会及び区役所等が連携し必要な支援を行う。

2 区が設定する指定校変更の基準について

- ・基本内容は「就学制度の改善について」（平成 24 年大阪市教育委員会）に基づき実施する。

(1) 小学校・中学校

ア 「きょうだい（弟妹）」を導入

(7) 導入時期

- ・令和 4 年 4 月から導入。

(4) 条件

- ・学校選択制により通学区域外の学校を就学校として指定されている弟又は妹がいる児童生徒について、弟又は妹が当該学校に就学する最初の日より、当該学校に就学を希望する場合、指定校変更を認めることとする。

(5) 導入理由、保護者等の意見

- ・保護者等からは、学校選択制導入以前に通学区域校に就学した兄姉がいるため、学校選択制が導入されても弟妹が就学する際に学校選択ができなかったといったご意見をいただいている。
- ・令和 4 年 4 月から区全域で学校選択制が導入されることに伴い、新入学者は学校選択制により就学校を希望できるようになるが、学校選択制導入前に通学区域校に就学した兄姉とは異なる学校に就学することとなれば保護者の負担が生じること、また、その負担により結果として学校選択制の利用が困難になることが想定されるといった観点から当該指定校変更基準を導入することとする。

イ 「学校の設置又は廃止により通学区域又はその他の変更が生じることに伴い、指定校変更が必要と認められる場合」を導入

(7) 導入時期

- ・令和 4 年 4 月に限り導入

(4) 条件

- ・統廃合に伴い新たに開校する学校を変更希望先として、開校年度の 4 月に限り、区内全小学校在籍児童（新 2 年生～新 6 年生）、区内全中学校在籍生徒（新 2 年生～新 3 年生）を対象に指定校変更を認めることとする。
- ・当該指定校変更の抽選時における優先条件については以下のとおりとする。

(小学校)

A 統廃合による校区の分割

統廃合により、既存の学校の校区が複数校の校区に分かれる際に、在籍校の校区から分かれた校区の学校への変更を希望する場合

B きょうだい関係

変更先の通学区域外の学校に兄や姉が在学する場合

C 自宅からの距離

住所からの通学距離が、通学区域校よりも変更先の学校の方が短い場合

※ 優先条件の順位

① Aを満たす者

② B・C両方を満たす者

③ B・Cのいずれか片方を満たす者

(中学生)

A きょうだい関係

(ウ) 導入理由、保護者等の意見

- ・生野区西部地域の学校再編では、義務教育学校、2校の小中一貫校を新たに開校するが、舍利寺小学校区については、従来から進学する中学校が大池中、生野中に分割される校区となっているため、再編に伴い大池小と生野未来学園に分かれることとなる。これについては、これまでの保護者説明会等の場においても、児童のこれまでの友人関係を踏まえた不安、懸念とともに、「再編後の学校を選択することはできないか」という意見が多数寄せられてきた。また、舍利寺小学校区の東部は、通学の遠距離化が指摘されている生野未来学園校区のなかでも最も学校から距離のある場所（約1.6km）となっており、より近隣の田島南小学校に児童を通わせたいという保護者の意見も寄せられてきた。
- ・これらの観点から、舍利寺小学校児童の友人関係、通学の安全を考慮することを基本とし、義務教育学校、2校の小中一貫校は他校にない魅力ある教育環境が整備された学校として開校するため、区内児童生徒に対する公平性確保の観点から、令和4年4月に新たに開校する大池小学校、田島南小学校については、区内の小学校に在籍する全ての児童に対し、生野未来学園については、区内の小学校・中学校に在籍する全ての児童生徒に対し、より良い教育環境を選択する機会を等しく提供するため、令和4年の開校時に限り、当該指定校変更基準を導入することとする。

(2) 小学校

ア 実施内容

- ・「学校の設置又は廃止により通学区域又はその他の変更が生じることに伴い、指定校変更が必要と認められる場合」を導入

イ 導入時期

- ・令和8年4月に限り導入

ウ 条件

- ・学校再編整備の実施の前年度の3月に勝山小学校の第1学年から第5学年まで在籍している児童については、令和8年4月の学校再編整備の実施時に限り、統合後の小学校または義務教育学校生野未来学園に就学校の指定変更を認めることとする。

エ 導入理由、保護者等の意見

- ・勝山小学校・東桃谷小学校の学校再編では、東桃谷小学校の校地・校舎を活用して統合するが、現在の勝山小学校区については、児童の登下校の負担や安全面を考慮し、学校再編にあわせて通学区域の一部を義務教育学校生野未来学園に変更することとしている。
- ・この通学区域の変更により、勝山小学校の児童は、学校再編後に進学する小学校が居住する区域によって、統合後の小学校（現 東桃谷小学校）と義務教育学校生野未来学園に分かれることとなるが、これについては、これまでの保護者説明会等の場においても、児童のこれまでの友人関係を踏まえた不安、懸念とともに、「再編時に進学する小学校を選択することはできないか。」という意見が多数寄せられてきたところである。
- ・上記の観点から、勝山小学校児童の友人関係等を考慮し、勝山小学校の令和8年3月に在籍する第1学年から第5学年の児童に対し、令和8年4月の開校時に限り、当該指定校変更を導入することとする。

(3) 区が設定する指定外就学の基準の課題と対応の考え方

- ・すべての保護者に制度の内容、手続きについて、改めて十分な周知を行う。特に風評や偏見等で特定の学校を避けるための手段として、指定外就学の申請がなされないよう保護者への周知や啓発に努める。
- ・通学区域外から通学する児童生徒の安全確保について、保護者責任を原則とすることとしているが、学校や地域、区役所等が連携し安全確保について対応を検討していく。
- ・学校と地域との関係の整合性について、従来の通学区域を越えたところで、学校と地域の連携をどのような形で進めていくのかについて、区において検討していく。

大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則

(抜粋)

(区が設定可能な指定校変更の要件)

第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合、保護者の申立により、指定校変更を行うことができる。

- (1) 通学区域校よりも、住所からの通学距離が短い学校がある場合
- (2) 就学校として指定された中学校又は義務教育学校の後期課程（義務教育学校の前期課程からの進級を含む。）に希望する部活動がない場合で、当該部活動を行う中学校又は義務教育学校の後期課程に就学を希望する場合
- (3) 第1号の規定による指定校変更により就学校として指定された小学校と同一の通学区域を含む中学校に就学を希望する場合
- (4) 学校選択制により通学区域外の学校を就学校として指定されている弟又は妹（施設一体型小中一貫校を指定されている者を除く。以下この号において同じ。）がいる児童生徒について、弟又は妹が当該学校に就学する最初の日より、当該学校に就学を希望する場合
- (5) 学校の設置又は廃止により通学区域又はその他の変更が生じることに伴い、指定校変更が必要と認められる場合**

- 2 前項各号による指定校変更の実施の有無並びに実施する場合の手続及び要件（以下「指定校変更の方針」という。）については、あらかじめ区担当教育次長が作成した指定校変更の方針案をもとに、教育委員会の会議の議決により決定する。
- 3 区長は、前項の議決があったときは、指定校変更の方針について、公表しなければならない。
- 4 第1項の規定により、指定校変更を希望する保護者（以下この条において「区基準就学希望者」という。）は、別に定める書類を別に定める日までに提出するものとする。
- 5 区長は、前項の区基準就学希望者の数が受入可能な人数を超えなかった場合は、希望があった全ての児童生徒等を指定校変更が可能である者と決定し、超えた場合には、公開による抽選を行い、当該学校に指定校変更が可能である者を決定する。ただし、転入者についてはこの限りでない。
- 6 区長は、前項の規定により指定校変更が可能であると決定された者から指定校変更の申立があった場合は、指定校変更を行うものとする。